様式第2号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

身延町長

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金の交付については、身延町保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1　交付決定金額　　金　　　　　　　　円

　2　補助条件

　（1）この補助金は、交付の目的以外に使用してはならない。

　（2）この事業は、　　年　　月　　日までに完了すること。

　（3）事業内容その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等の内容及びその理由を町長へ報告し、承認を得なければならない。

　（4）前3号の条件に違反したときは、補助金等の返還を命ずることがある